

食品安全委員会（第 6 5 4 回会合）議事次第

1. 日時及び場所

平成 2 9 年 6 月 2 0 日（火） 1 4 : 0 0 ~
大会議室

2. 出席委員（7 名）

佐 藤	洋（委員長）
山 添	康（委員長代理）
吉 田	緑
山 本	茂 貴
石 井	克 枝
堀 口	逸 子
村 田	容 常

3. 議 事

（1）食品安全基本法第 2 4 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・ 食品安全基本法第 2 4 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する食品衛生法第 1 1 条第 3 項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質 3 品目

[1] 亜鉛 [2] カプリン酸グリセリル

[3] グリセリンクエン酸脂肪酸エステル

（厚生労働省からの説明）

- ・ 農薬 3 品目

[1] アミスルブロム [2] クロルピクリン

[3] ジメテナミド

（厚生労働省からの説明）

- ・ 飼料添加物 1 品目 1 案件

[1] 2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン亜鉛

[2] 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 5 1 年農林省令第 3 5 号）の改正について

（農林水産省からの説明）

（2）企画等専門調査会における審議結果について

- ・ 平成 2 8 年度食品安全委員会運営状況報告書について

（3）その他

4. 配布資料

(1-1) 食品健康影響評価について

(1-2) 「カプリン酸グリセリル」「グリセリンクエン酸脂肪酸エステル」「アミスルブロム」「クロルピクリン」「ジメテナミド」及び「亜鉛」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

(1-3) 2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン亜鉛の飼料添加物としての指定並びに基準及び規格の設定に関する食品健康影響評価の意見聴取について

(1-4) 飼料添加物サリノマイシンナトリウムの基準及び規格の改正に関する食品健康影響評価の意見聴取について

(2) 平成28年度食品安全委員会運営状況報告書（案）